

地方独立行政法人大阪市立工業研究所定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員（第8条－第11条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第12条・第13条）
- 第4章 資本金等（第14条・第15条）
- 第5章 委任（第16条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、工業に関する科学的研究を行うとともに、その研究成果の実用化及び工業技術の高度化を図ることにより、企業に対する支援を行い、もって地域経済及び産業の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、大阪市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を大阪市城東区森之宮1丁目6番50号に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公共的な施設の名称及び所在地）

第6条 法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第8号に規定する公共的な施設として、大阪市立工業研究所を大阪市城東区森之宮1丁目6番50号に置く。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、大阪市公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により大阪市公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置き、副理事長は置かないものとする。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(任命)

第10条 理事長の任命は、市長が行う。

2 理事の任命は、理事長が行う。

3 監事の任命は、市長が行う。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第12条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 工業に関する研究、調査、普及その他の事項

(2) 工業技術に関する試験、研究、調査、支援その他の依頼に応じること

(3) 工業技術に関する研究又は産業の振興に関して施設及び設備を使用させること

(4) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

(業務方法書)

第13条 法人の業務の執行に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第14条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を大阪市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪市が評価した価額の合計額とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第15条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪市に帰属させる。

第5章 委任

(委任)

第16条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第14条関係）

1 土地

地番	地積（㎡）
城東区森之宮1丁目2番7	11,298.20

2 建物

施設名等	所在	延べ面積（㎡）
研究本棟	城東区森之宮1丁目2番地7	11,822.78
研究別棟（1）	城東区森之宮1丁目2番地7	1,294.46
研究別棟（2）	城東区森之宮1丁目2番地7	240.00
研究別棟（3）	城東区森之宮1丁目2番地7	140.00
倉庫（1）	城東区森之宮1丁目2番地7	50.00
倉庫（2）	城東区森之宮1丁目2番地7	50.00
倉庫（3）	城東区森之宮1丁目2番地7	32.20
排水処理場	城東区森之宮1丁目2番地7	98.00
ガスメーター室	城東区森之宮1丁目2番地7	25.00
集塵庫	城東区森之宮1丁目2番地7	13.00